

## 愛知県環境基本計画（平成 14 年 9 月策定）に基づく 主な取組及び今後の課題の概要

### 1 大気環境保全対策

#### (1) 二酸化窒素

大気汚染防止法や自動車NOx・PM法、県民の生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例）に基づく規制指導のほか、本県独自の施策として、「あいち新世紀自動車環境戦略」や「愛知県窒素酸化物総合対策推進要綱」を策定し、自動車対策を中心として、工場・事業場対策など各種対策を総合的に推進し、一定の成果を得てきました。

平成 17 年度においては、二酸化窒素の環境基準について、一般環境大気測定局では 72 局すべてで達成できましたが、自動車排出ガス測定局は 26 局中 2 局で達成できませんでした。

二酸化窒素の環境基準が達成できなかった自動車排出ガス測定局の 2 局は、国道 1 号及び 23 号沿道にあり、特に自動車交通が集中し、自動車排出ガスの局地的な汚染が見られる地域であることから、その地域特性を踏まえた更なる取組が必要です。

今後は、従来の施策を一層推進するほか、主要幹線道路沿道の局地汚染対策が重要な課題となっています。

「あいち新世紀自動車環境戦略」に掲げる七つの作戦

- エコカー導入作戦
- ディーゼル車クリーン作戦
- 交通流円滑化・交通量低減作戦
- 道路環境改善作戦
- 環境監視・情報提供作戦
- 緊急対策地域改善作戦
- エコドライブ実践作戦

#### (2) 浮遊粒子状物質

二酸化窒素対策と同様に、工場・事業場や自動車から排出される粒子状物質削減のための規制指導や各種対策を総合的に推進し、一定の成果を得てきました。

平成 17 年度においては、一般環境大気測定局では 71 局中 9 局、自動車排出ガス測定局では 26 局中 5 局で環境基準を達成できませんでした。

今後は、従来の施策を一層推進するほか、主要幹線道路沿道の局地汚染対策や浮遊粒子状物質の原因の一つである揮発性有機化合物（VOC）対策を推進していく必要があります。

### (3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの原因物質の一つである窒素酸化物の対策は、上記(1)のとおり進めてきましたが、平成 17 年度においては、光化学オキシダントの環境基準について一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局ともすべてで達成できませんでした。

今後は、窒素酸化物対策の一層の推進に加え新たな施策として、光化学オキシダントの原因の一つである揮発性有機化合物(VOC)対策を推進していく必要があります。

## 2 資源循環と廃棄物適正処理対策

### (1) 資源循環の推進

資源循環型社会の形成に向け、「あいちエコタウンプラン」を策定するとともに、先導的なリサイクル施設整備の促進に取り組んできました。

今後も資源の地域内循環とエネルギーの効率的利用を図る「ゼロエミッション・コミュニティ構想」を策定し、企業などによる事業化を促進するなど、引き続き環境負荷の小さい資源循環型社会の形成を進めていきます。

### (2) 廃棄物適正処理の推進

一般廃棄物の目標である最終処分量の削減については、市町村の分別収集、焼却施設の改善が進み、順調に効果が表れていますが、ごみの総発生量についてはここ数年横ばいです。引き続き総排出量の抑制とリサイクルを一層進める必要があります。

また、平成 16 年度における産業廃棄物最終処分量は、平成 11 年度に対して 25.9%の削減となり、平成 18 年度の目標である 26%の削減に極めて近い数値となっています。今後は、平成 22 年度の目標である 40%の削減を実現させるため、さらに産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める必要があります。

## 3 地球温暖化・オゾン層保護対策

### (1) 地球温暖化防止対策

平成 17 年 2 月の京都議定書の発効に伴い、国を挙げて地球温暖化対策の強化が進められる中、県は同年 1 月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略」に基づき、市町村と協調した住宅用太陽光発電施設の設置促進(家庭部門)、事業者の取組の促進を図る「CO<sub>2</sub>排出削減マニフェスト」(産業部門)、エコカー普及、カーシェアリング(運輸部門)など部門別に戦略に掲げられた施策を進めています。

しかし、平成 9 年度以降増加が抑制されていた温室効果ガスの排出量は、近年再び増加傾向にあります。このため、目標の達成に向け総排出量の約 90%を占めるエネルギー起源 CO<sub>2</sub>を中心に、部門ごとにそれぞれの特性を踏まえた各種対策を進めます。

## (2) オゾン層保護対策

### ア これまでの取組

フロン類の製造等を規制するオゾン層保護法や業務用冷凍空調機器に含まれる冷媒フロンの適正処理を促進するフロン回収破壊法などの排出抑制を図る法整備が行われ、これらを受けて県では、フロン回収破壊法に基づく適正処理対策を進めてきました。

愛知県内の業務用冷凍空調機器より回収されるフロン類回収量は、平成 16 年度には全国 2 位（都道府県別）となりましたが、これは県とフロン回収・処理推進協議会が一体となって事業者に周知を図った結果であるといえます。

### イ 今後の課題

業務用冷凍空調機器の廃棄時の冷媒フロン類の回収率は 31%（全国、平成 16 年度）と推定されています。この回収量の向上とフロン類の一層の削減を促進する必要性から、行程管理表の導入、知事に廃棄業者等に対する指導権限の付与、整備時のフロン回収義務の明確化を内容とした改正フロン回収破壊法が平成 19 年 10 月から施行される予定です。

本県においては、改正フロン回収破壊法に基づき、適正処理にかかる指導の更なる強化を図っていく予定です。

## 4 水循環・地盤環境対策

### (1) 健全な水循環による伊勢湾の浄化

#### ア 環境基準の達成等

河川における水質環境基準の達成状況を見ると、有機汚濁の代表的な指標である BOD(生物化学的酸素要求量)による達成率は徐々に上昇し、平成 17 年度は 92%と過去最高となっています。

湖沼（油ヶ淵）では、有機汚濁の代表的な指標である COD(化学的酸素要求量)によれば依然として環境基準を達成していません。

海域においては、有機汚濁の代表的な指標である COD による達成率は近年横ばいの状態が続いており、平成 17 年度は 55%となっています。特に閉鎖性水域である伊勢湾の COD に係る達成率は、同じ閉鎖性水域である東京湾、瀬戸内海に比べて低い状態で推移しています。また、富栄養化の代表的な指標である全窒素及び全燐についても、年度による変動はあるものの横ばいの状態が続いています。

県内の水域の汚濁は都市化の進展等による生活排水の影響が大きく、このため、都市とその周辺の中小河川の水質改善を目的として、引き続き生活排水対策を推進する必要があります。

また、総量削減計画を策定している伊勢湾では、窒素及び燐を総量規制の対象として汚濁負荷量の削減を図ってきましたが、伊勢湾の水質浄化のためには、流入する汚濁物質の多くが湾内に蓄積するという閉鎖性水域の特徴を踏まえた総合

的な対策を行っていく必要があります。

## イ 健全な水循環の再生

水環境を保全するには、水質の浄化だけでなく、河川水量の確保や多様な生態系の維持、身近な水辺の保全などが必要であり、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと水循環の持つ機能が適切なバランスのもとに健全な水循環の再生を図る必要があります。

このため県では、平成 18 年 3 月「あいち水循環再生基本構想」を策定し、今後はこれに基づき、県民や事業者、民間団体、行政などが地域の水循環の状況について共通の認識を醸成し、各主体の役割分担のもとに連携・協働して、水循環再生施策を推進していく必要があります。

### (2) 健全な土壌・地下水の保全

水循環の一翼を担っている地下水の環境基準達成率は全項目で 99%となっていますが、揮発性有機化合物や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など工業や農業など事業活動に伴って使用される物質による汚染が生じています。このため、発生源対策が重要であることから、今後も地下水質の保全のために事業者に対する指導等による汚染の未然防止等の推進が必要です。

また、尾張地域の地盤沈下は、地下水揚水量が目標量を下回り、地下水位の上昇により沈静化の傾向にあります。しかし、濃尾平野は日本一面積の大きい海拔ゼロメートル地帯を抱えた軟弱地盤の広がる地域であり、異常湧水時等において、地下水揚水量が一時的に増大した場合には地盤沈下を引き起こすおそれがあります。このため、今後も目標量を超えないよう地下水揚水規制などの地盤沈下対策を継続し、地盤沈下の状況を監視していくことが重要です。また、地下水の涵養まで含め、水循環を考えた地盤環境管理の方策を検討し、確立していくことが今後の課題です。

## 5 化学物質に係る環境リスク対策

### (1) 化学物質対策について

化学物質排出把握管理促進法（P R T R 法）や生活環境保全条例に基づき、事業者による化学物質の排出量及び移動量の把握が可能になるとともに、化学物質の取扱量の届出や特定化学物質等管理書の作成の義務づけなど、事故時も含めた化学物質の適正な管理を促進してきました。

届出によれば、県内の上位 4 物質はトルエン、キシレン、エチルベンゼン、塩化メチレンであり、これらの排出量は、平成 13 年度以降減少傾向を示しています。

今後は、P R T R 法や生活環境保全条例の適正な運用とともに、セミナーの開催やリスクコミュニケーションの実施により、P R T R 制度を周知徹底し、化学物質による環境リスクの低減対策を一層進めていきます。特に、リスクコミュニケーションは、事業者、住民、行政が化学物質についての情報を共有し、お互いの意思疎通を図るものであり、地域全体で化学物質を適切に管理する取組を進める基盤とな

ることから、積極的な実施を推進し、事業者の化学物質自主管理の促進を図っていきます。

## (2) ダイオキシン類対策について

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による大気環境の汚染及び水質の汚濁の防止を図るため、規制対象事業場に対する立入検査、排出基準の遵守等の必要な規制指導を行ってきました。また、大気環境、水環境及び土壌環境について、環境基準の達成維持状況を常時監視しています。

これらのダイオキシン類対策により環境基準達成率は改善し、平成 17 年度は、大気、水質、底質、地下水及び土壌に係る環境基準とも 100%の達成率でした。

なお、国は、更なるダイオキシン類削減対策を推進するため、平成 22 年までに 15 年に比べ約 15%削減するという新たな削減目標を掲げていますが、平成 16 年の排出総量は 15 年比で約 10%削減され、目標に向けて順調に削減が進んでいるものと評価しています。

今後においても、ダイオキシン類排出量のより一層の削減を図るため、事業者への指導を徹底するとともに、ダイオキシン類の環境濃度の監視を継続していきます。

## 6 生物多様性の保全

### (1) これまでの成果

愛知県内には、自然草原や自然林といった原生の自然はわずかしが存在していませんが、すぐれた自然を有する地域については自然環境保全地域や自然公園に指定するとともに、野生鳥獣を保護するため鳥獣保護区の設定、管理に努めてきました。

また、希少種の保護に関しては、レッドデータブックあいちの作成、普及により希少種の保護の重要性の啓発を図るとともに、保全すべき生態系を「里山」、「沿岸域」、「湿地・湿原」、「奥山」の四つに区分しその保全指針や外来種捕獲手法マニュアルを作成するなど、普及啓発に努めてきました。

身近な自然の代表である里山の保全については、平成 17 年度まで毎年「里山保全アドバイザー養成講座」を開催し、里山保全活動のリーダーとなる人材を育成するとともに、平成 17 年度には、あいちの里山保全ワークショップを開催するなど保全活動の活性化を図ってきました。

このほか、自然とのふれあいについては、東海自然歩道や自然公園施設など、ふれあいの場の整備に努めてきました。

### (2) 今後の課題

愛知県の自然環境は開発や人と自然とのかかわりの変化に伴って、自然の分断や植生自然度の低下が長期的に進行しています。

こうした状況の下で、県内で確認された動植物の種のうち、絶滅のおそれがあるとされたものの割合は脊椎動物は 11.3%、植物は 11.8%となっており、また、普

通種の希少種化も進んでいます。このほか、移入種による生態系への影響といった新たな問題も顕在化するようになりました。

このため、野生動植物の生息生育空間の保全（生態系ネットワークの形成）、希少種の適切な保護及び外来種対策を行うことにより、生物多様性の保全を図る必要があります。

一方、愛知万博における里の自然学校、森の自然学校など様々な取組を契機として、県民の自発的な自然環境保全活動に対する関心は高まっていますが、具体的な実践活動の取組は十分に広がっていないのが現状です。

このため、今後は、県民の自然環境への配慮が重要であるとの認識を具体的な行動につなげていく必要があります。

## 7 環境コミュニケーションの推進

### (1) 環境学習等

平成 17 年 1 月に「愛知県環境学習基本方針」を策定し、環境学習のプログラムづくり、人づくり、ネットワークづくりを施策の三本柱として取組を推進しています。

今後は、この基本方針に基づき、環境学習の拠点機能を持つ「あいち環境学習プラザ」を開設するとともに、市町村、企業などの環境学習関連施設とも連携しながら、環境配慮の取組を多角的に推進していきます。

### (2) 企業の環境保全活動

県内企業の自発的な環境管理の取組については、ISO14001 の認証が毎年約 200 件程度増加していることから、環境保全に配慮した事業活動（環境経営）は徐々に定着してきています。

今後もセミナーの開催、企業コンサルティング、ISO14001 の認証取得に係る融資制度等の企業支援を続けていくとともに、中小企業者が取り組みやすい環境マネジメントシステム（エコアクション 2.1）の普及を進めていく必要があります。